

屋外広告物条例の経過措置について【素案】

市条例の新たな規制により改修等が必要となる既存の広告物に対しては、新しい基準へ適合させるための猶予期間（経過措置期間）を設けます。

（１）対象となる広告物

市条例施行の際に、福岡県屋外広告物条例の規定により適法に表示されている広告物

（２）経過措置期間

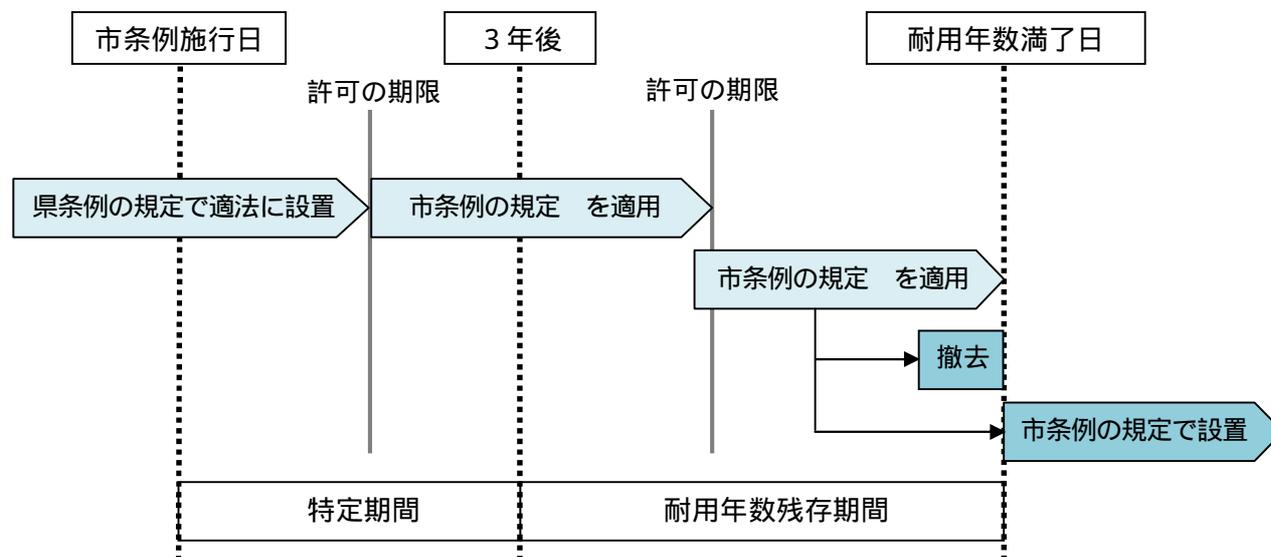
市条例施行日から３年間（特定期間）

- ・市条例の施行日から３年間は、県条例の規定を適用します。

特定期間の翌日から耐用年数が満了する日までの期間

- ・特定期間を超えて、耐用年数が残っている場合は、耐用年数満了日までとします。
（改修、移転又は除却が容易でないと市長が認めるものであること等の条件あり。）

【経過措置適用のイメージ】

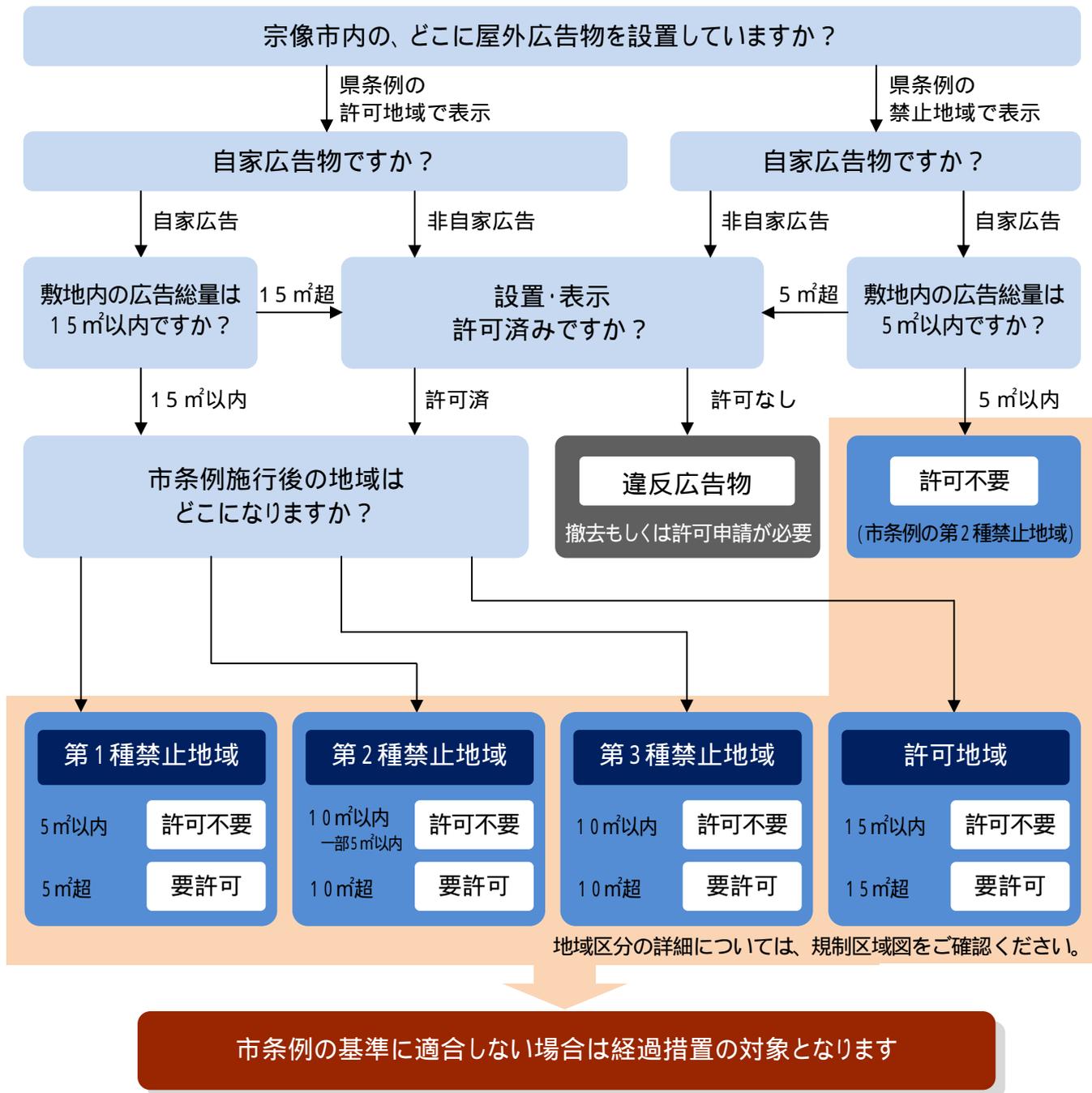


【広告物の耐用年数】

構築物 (野立広告物等)	金属造のもの	20年
	その他のもの	10年
建物附属設備 (壁面広告物等)	主として金属製のもの	18年
	その他のもの	5年

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の「別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」に基づく。

< 経過措置の対象となる屋外広告物チェック図 >



面積計算には、許可不要の場合は簡易な広告物(はり紙・はり札等、立看板等、広告幕、広告旗)を含みます。案内誘導広告物、管理広告物、路線バスに表示する広告物は、この図の対象外です。別途設けている許可基準を遵守してください。

別法令の規定によるもの、公共広告物、選挙運動のためのポスター等、工事の板囲いに設置するものや冠婚葬祭、講演会など一時的に表示・設置するもの、人、動物、車両(路線バス除く)、船舶等に表示する広告物は、この図の対象外です。